

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第二十号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に基き、行政書士法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

### 行政書士法施行細則

（受験資格の認定）

第一條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号、以下

「法」という。）第三條第三号の規定に該当する者としての認定を受けようとするものは、履歷書に同條第二号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有することを証明する書面を添えて知事に申請しなければなら

昭和二十六年四月二十七日 金 曜 日  
第 二 千 二 百 四 号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

ない。

2 知事は、前項の申請者が法第三條第二号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認定したときは、認定書を交付する。

3 前項の認定書を亡失又はき損した者は、その再交付を申請することができる。

（試験期日等の公告）

第二條 知事は、行政書士試験の施行期日及び場所、受験願書の提出期限及び場所その他試験の施行に關して必要な事項をあらかじめ公告する。

（受験願書）

第三條 行政書士試験を受けようとする者は、別記様式第一の受験願書に、履歷書、受験資格を有することを証明する書面及び寫眞（出願前一年以内に寫した上半身手札型のもの）を添えて、知事に提出しなければなら

00662

らなす。

2 行政書士試験を受けようとする者は、行政書士試験手数料二百円を納めなければならない。

(試験科目及び方法)

第四條 行政書士試験は、筆記試験の方法により行う。

但し必要と認めるときは、口頭試験の方法を併用する。

2 前項の筆記試験は、左の科目について行う。

一、行政書士の業務に関し必要な法令

二、一般常識

三、作文

(試験委員)

第五條 行政書士試験に関する事務を行わせるために、

五人以内の行政書士試験委員を置く。

2 行政書士試験委員は、学識経験を有する者及び職員の中から知事が委嘱し又は命ずる。

(合格の公告及び通知)

第六條 行政書士試験の合格者を決定したときは、直ちに、その氏名を公告し、その旨を本人に通知する。

(合格証の交付)

第七條 前條の合格者に対しては、別記様式第二の行政書士試験合格証を交付する。

2 前項の合格証を亡失又はき損した者は、その再交付を申請することができる。

(受験者の不正行為に対する措置)

第八條 不正の方法により行政書士試験を受け又は受けようとする者に対しては、受験を禁止し、又はその合格を取り消すものとする。

2 前項の規定により合格の取消を受けた者が既に合格証を附与されているときは、これを直ちに知事に返納しなければならない。

(登録の申請)

第九條 法第六條第一項の規定により、行政書士の登録を受けようとする者は、別記様式第三の登録申請書に履歴書、戸籍謄本又は抄本及び行政書士試験合格証の寫又は行政書士となる資格を有することを証明する書面を添えて知事に提出しなければならない。

00663

2 行政書士の登録を受けようとする者は、行政書士登録手数料百五十円を納めなければならない。

(登録事項)

第十條 行政書士の登録は、行政書士名簿に、法第六條第一項に定める住所、氏名、生年月日及び事務所所在地の外、左の事項を記載することにより行う。

一 本籍地

二 登録番号及び登録年月日

三 行政書士試験合格番号及び年月日(法第二條第二項各号の資格を有する者については、その資格)

(登録証明書)

第十一條 行政書士の登録を受けた者に対しては、別記様式第四の行政書士登録証明書を交付する。

2 前項の証明書を亡失又はき損した者は、その再交付を申請することができる。

(登録事項変更の届出)

第十二條 行政書士は、行政書士名簿の登録事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を知事に届け出

なければならない。

(行政書士名簿の様式及び記載事項)

第十三條 行政書士名簿は、別記様式第五により調製し、第十條に定める事項の外、左の各号に掲げる事項を記載する。

一 出張所の所在地

二 補助者の住所及び氏名

三 法第十四條第一項の規定による業務停止の処分をしたときは、その旨及び処分をした年月日

四 前各号に掲げるもの、外必要と認められる事項

(他の都道府縣の行政書士の認可)

第十四條 法第六條第五項の規定による認可を受けようとする者は、別記様式第六の登録認可申請書に、他の都道府縣において行政書士であつたことを証明する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(出張所の設置)

第十五條 行政書士は、出張所を設けようとするときは、別記様式第七の出張所設置認可申請書を知事に提出し

なければならぬ。

(報酬の額)

第十六條 行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の額は、別表の通りとする。

(業務に関する帳簿)

第十七條 行政書士は、その業務に関する帳簿に、法第十條第一項に定める事件の名称、年月日、受けた報酬の額及び依頼者の住所、氏名の外、受託番号及び作製した書類の枚数を記載しなければならない。

(立入検査の証票)

第十八條 法第十三條第二項の証票は、別記様式第八による。

(届出事項)

第十九條 行政書士は、左の各号に掲げる場合においては、十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一、業務を廃止しようとするとき。
- 二、法第五條第二号から第四号まで又は第七條第二号

に該当するに至つたとき。

- 2 行政書士が死亡した場合においては、その者が行政書士会の会員であつたときは、その行政書士会から、その者が行政書士会の会員でなかつたときは、その者の四親等内の親族又はその者と世帯を同じくしていた者から、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

附則

- 1、この規則は、公布の日から施行する。
- 2、第九條から第十三條まで及び第十五條から第十九條までの規定は、法附則第四項により行政書士の業務を行うことができる者に準用する。但し、第九條中「行政書士試験合格証又は行政書士となる資格を有することを証明する書面」とあるのは「法附則第四項に該当する者であることを証明する書面」と、第十條中「行政書士試験合格番号及び年月日(法第二條第項各号の資格を有する者については、その資格)」とあるのは「三法附則第四項に該当する者である旨」と読み替

えるものとする。

別記様式第一

行政書士試験受験願書

本籍  
現住所  
ふりがな  
氏名  
生年月日

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、寫真及び受験資格を有する証書を添えてお願ひします

年 月 日

氏 名 ①

鳥取縣知事殿

別記様式第二

年 第 号

鳥取縣行政書士試験合格証

住所  
氏 名  
生年月日

昭和二十六年法律第四号行政書士法による行政書士試験に合格したことを証明する。

年 月 日

鳥 取 縣 知 事 知 事 印

00666

別記様式第三

行政書士登録申請書

ふりがな 氏名	生年 月日	本籍地	現住所	事務所の 所在地	出張所の 所在地	補助者 住所	ふりがな 氏名	行政書士合格 試験番号	年月日	資格
行政書士法第六條の規定により行政書士の登録を 受けたいので別紙関係書類を添えて申請します 年 月 日 鳥取縣知事殿										

別記様式第四

行政書士登録証明書

年 第 号

住所 氏名 生年月日

右は鳥取縣行政書士として行政書士名簿 年  
 第 号に登録された者であることを証明する

年 月 日

鳥取縣知事知事印

00667

別記様式第五

登録番号	登録年月日	本籍	現住所	氏名	生年 月日	事務所の 所在地	出張所の 所在地	補助者 住所	氏名	行政書士合格 試験番号	年月日	資格	備考
------	-------	----	-----	----	----------	-------------	-------------	-----------	----	----------------	-----	----	----

別記様式第六

登録認可申請書

登録認可申請書	氏名	生年 月日	現住所	本籍地	事務所の 所在地	出張所の 所在地	補助者	資格	行政書士で あつた期間	年月日から 年月日まで	申請理由
---------	----	----------	-----	-----	-------------	-------------	-----	----	----------------	-------------	------

行政書士法第六條第五項の規定による認可を受け  
 たいので別紙証書を添えてお願ひします

年 月 日

鳥取縣知事殿 氏 名 ㊟

別記様式第七

出張所設置認可申請書

氏名	生年 月日
住所	
行政書士 登録番号	
出張所の 所在地	

行政書士法第八條第二項の規定により出張所設置の認可を受けたいので申請します

年 月 日

氏 名 〇

鳥取縣知事殿

別記様式第八

第 号  
立入検査票

右は行政書士法第十三條の規定により立入検査を行う者であることを証明する

年 月 日

鳥取縣知事知事印

表

行政書士法第十三條(抜萃)

第十三條 都道府縣知事は必要であると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所又は出張所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府縣知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第一項の立入検査をする場合においてはその身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

裏

別表

料 金 表

種別	単位	料 金
美濃及びB四規格判	一枚	三〇円以内
簡易な図面	一面	五〇円
詳細な図面	〃	一〇〇円
諸用紙の記入	一通	二〇円
細密な表類記入	〃	五〇円
出生届、死亡届	一枚	四〇円
婚姻届、離婚届	〃	四〇円
出張費		汽車賃 三等運賃(但し、等車の運行のない路線については三等運賃) 車馬賃 実費 日当 二〇〇円 宿泊料 八〇〇円

備考 特に複雑困難なもの又は文案を要するものは、委託者の承認において、図面以外のものに限り増額することができる。

鳥取縣規則第二十一号

主要食糧卸売販売業者に対する購入割当記入手数料規則を次のように定める。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

主要食糧卸売販売業者に対する購入割当記

入手手数料規則

第一條 知事は主要食糧卸売販売業者(以下「卸売販売業者」という。)に対し主要食糧の購入割当を行つ、卸売販売業者用主要食糧購入通帳に記入したときはこの規則により手数料を徴収する。

第二條 手数料は卸売販売業者に対する購入割当記入手数料とし、毎月主要食糧の購入割当記入を行つた卸売販売業者から月一回を限り徴収する。

第三條 前條の手数料の額は二百円とする。

第四條 徴収した手数料は如何なる理由があつても還付しない。

第五條 不正の行爲により手数料の徴收を免れた者に対しては二千円以下の過料を科する。

附則  
この規則は公布の日から施行する。

告示

鳥取縣告示第二百四号

建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年四月十一日まつ消した。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

登録番号	登 録	商号又	主たる営	申請者
鳥取縣知事	年月日	は名称	業所の所	氏 名
第六一号	昭和二十	山陰瓦斯	在 地	
	四年十月	工業有限	米子市	代表取締役
	十九日	会社	東町七五	松田正雄

鳥取縣告示第二百六号

鳥取縣農業総合委員会規程を次のように定める。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣農業総合委員会規程

(目的)

第一條 鳥取縣農業総合研究所の運営を合理化し農業総合計画に必要な事項を調査審議するため鳥取縣農業総合委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(任務)

第二條 委員会は前條の目的を達成するため知事の諮問に応じ又は建議するものとする。

(委員会の組織)

第三條 委員会は会長及び委員若干名をもつて組織する。

2 委員は関係行政機関の職員並びに農業に關係ある團體の役員及び学識経験者の中から知事が任命又は委嘱する。

3 会長及び委員の任期は二年とする。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の殘任期間とする。

(会長)

第四條 委員会に会長一名を置く。

2 会長は委員会の推せんした者を知事が任命又は委嘱する。

3 会長は会務を総理し委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第五條 委員会に専門の事項を調査審議させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係行政機関の職員及び学識経験を有するものの中から知事が任命又は委嘱する。

(会議)

第六條 委員会の会議は会長が招集し会長が議長となる。

第七條 委員会は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。但し会長において必要があると認め

めたときはこの限りでない。

第八條 議事は出席委員の過半数によりこれを決定する。

(顧問)

第九條 委員会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は委員会が推せんしたものを知事が委嘱する。

(幹事)

第十條 委員会に幹事若干名を置き知事が任命又は委嘱する。

2 幹事は委員会の事務に当る。

第十一條 委員会の事務所は鳥取縣農業総合研究所内に置く。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取縣告示第二百七号

昭和二十四年九月鳥取縣告示第四百八十七号(農地調整法第四條第二項第三号の基準面積について)中次の通り変更する。

00672

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

上道村 一反歩

◆鳥取縣告示第二百八号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

一、八頭郡牟村大字福井字下前河原一六二番地先

旧河川敷二百二十一坪

農地委員會告示

◆鳥取縣農地委員會告示第三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八條の規定にり岩美郡宇倍野村外四箇村(地区)農地委員會より申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣農地委員會

農地委員會名 申請年月日 認可年月日

岩美郡宇倍野村農地委員會 昭和二十六年三月二十八日 昭和二十六年三月二十九日

八頭郡智頭町富沢地区 二十日

00673

公告

◆鳥取縣職員採用試験公告

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣

この試験は昭和二十六年度において鳥取縣職員として採用する候補者を選定するために行う試験です。

一 職種及び受験資格

(1) 事務職員

職種	内容	受験資格
第一種	行政事務を主たる職務内容とする業務に従事します 修めた学科の種類は何でもさしつかえありません	1、次の学歴又は経歴のうち一に該当する者 (イ) 旧大学令による大学を卒業した者 (ロ) 学校教育法による新制大学を卒業した者 (ハ) 旧高等学校令または旧専門学校令による高等学校、専門学校(文部大臣がこれと同等と認めたいものを含む)を卒業した者

<p>第二種</p> <p>一般的な書記的事務または補助的事務に従事します</p>	<p>(一) 文部大臣が(イ)(ロ)と同程度の学力があると認められた者</p> <p>2、年令 大正十年四月一日以降に生れた者</p> <p>3、男女の別を問いません。</p>
<p>第三種</p> <p>使い走りや、書類の傳送等最も單純で容易な業務に従事します</p>	<p>1、次の學歷または経歴のうち一に該当する者</p> <p>(イ) 新制高等学校を卒業した者</p> <p>(ロ) 旧中等学校令(旧中学校令、旧実業学校令、旧高等女学校令)による中等学校(文部大臣がこれと同等と認めたものを含む)の卒業者</p> <p>(ハ) 文部大臣が(ロ)と同等の学力があると認められた者</p> <p>2、年令 大正十五年四月一日以降に生れた者</p> <p>3、男女の別を問いません。</p>

(2) 技術職員

職 種	内 容	受 験 資 格
第一種	<p>次の専門学科について知識経験、技術を特に主たる職務内容とする業務に従事します</p> <p>1、農学 2、水産</p> <p>3、林学 4、畜産(獣医を含む)</p> <p>5、蚕糸 6、土木</p> <p>7、建築 8、農業工学</p>	<p>事務職員第一種の受験資格を有し上記の専門学科について知識、経験を有する者</p>
第二種	<p>技術方面の補助的業務に従事します</p>	<p>事務職員第二種と同一の資格を有し専門学科について知識、経験を有する者</p>

二、次の各号の一に該当する者はこの試験の受験資格がありません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁治産者および準禁治産者

(3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(6) 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)の規定により覚書該当者としての指定を受けた者、または団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)の規定により覚書該当者



としての指定を受けた者とみなされる者  
三、試験の日時、方法および発表

試験は第一次試験、第二次試験および身上調査とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 第一次試験

(イ) 日時、場所 各試験地ごとに昭和二十六年五月下旬に行います  
日時、場所は申込の際お知らせいたします

(ロ) 内容 事務職員、技術職員とも筆記試験を行います  
(一) 教養試験(事務職員、技術職員とも)  
地方公務員として必要な一般知能及び教養の筆記試験

(二) 技術試験(第一種技術職員のみ)  
専門技術についての知識の試験

(ハ) 結果通知 昭和二十六年六月上旬に合格者に通知します。

(2) 第二次試験

(イ) 日時、場所 昭和二十六年六月中旬に行います  
その日時、場所は第一次試験の結果と同時に本人に通知します

(ロ) 内容  
(一) 口述試験  
主として人物についての面接による試験を行います

(二) 身体検査  
胸部疾患の有無に重点をおいて行います

(3) 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について身上調査を行います

(4) 合格通知

昭和二十六年六月下旬に合格者に通知します

四、試験地

鳥取市、米子市

五、申込の方法

(1) 申込用紙請求先

申込用紙は次の場所で交付します。申込用紙を郵便で請求する際は六円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい

鳥取縣庁総務部人事課(鳥取市東町)  
岩美地方事務所総務課( )

- 八頭〃 (八頭郡那家町)
- 氣高〃 (氣高郡浜村町)
- 東伯〃 (東伯郡倉吉町)
- 西伯〃 (米子市東町)
- 日野〃 (日野郡根雨町)

(2) 申込先

申込用紙に必要な事項を記入し「鳥取縣庁総務部人事課」に申込んで下さい。申込と同時に受験票をお渡しします。申込書郵送の際は、封筒の表に「縣職員採用試験申込書」と朱書し六円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

(3) 受付期間

昭和二十六年五月一日から五月十五日午後五時まで

(執務時間内)

郵送の場合は五月十五日午後五時までの着信に限ります。

◎なお受験票には最近撮影の寫真一葉(大体縦四糎、横三糎位)をはりつけて受験当日持参して下さい。

六、採用の経路および給与

(1) 試験に合格した者は職種ごとの採用候補者名簿に記載され欠員の都度希望勤務地を考慮し順次採用します。

(2) 採用者には大体四、四五〇円―五、五〇〇円(第一種)三、四五〇円(第二種)三、〇〇〇円(第三種)の給料のほか扶養家族があれば扶養手当(配偶者および一子六〇〇円そのほか四〇〇円)が税込給与として支給されます。

(3) 採用候補者名簿は原則として一ケ年間有効です。七、今回の試験より除くもの

(1) 特別の資格要件を必要とする職員(医師、歯科医師、農業改良普及員、林業技術普及員など)

